

令和 2 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 5 月 2 6 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	甲斐豊明
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 2 年第 1 0 回教育委員会定例会を開催します。 本日は、1 名の方から傍聴の申し出がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 日程第 1、署名委員を決定します。蓮沼委員と古巻委員にお願いをいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいりますが、はじめに、審査の進め方についてお諮りをいたします。第 3 2 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取については、教育に関する事務の議案について、令和 2 年第 2 回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は、議案に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であります。また、第 3 3 号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正については、人事に関する案件であります。以上の議案については、江戸川区教育委員会会議規則第 1 3 条に定める秘密会として審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	多数と認めます。これより会議は秘密会といたします。 なお、意見聴取された議案が区議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 それでは、傍聴人の方は退出をお願いいたします。 なお、秘密会終了後の再入室は可能でございます。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕

教 育 長	それでは、第３２号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	では、ご説明させていただきます。 資料１ページをおめくりいただきまして、教育に関する事務の議案についてということで、第２回区議会定例会に提出する予定の議案につきまして、地教行法第２９条に基づき意見聴取を行うものでございます。下記の２点。令和２年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例、この２点につきまして意見聴取が行われるものです。 次のページをお願いいたします。令和２年度第３号補正予算概要（教育費）案をお示しさせていただいたものでございます。こちらが補正予算の概要をお示したのになります。初めにすみません、資料にはございませんけれども、今回の補正予算の総額が５６億８，０００万円余となっておりますが、そのうちの５１億５，０００万円程度がＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴ機器の整備に関わる項目でございますので、このＩＣＴ機器の整備に関わるこれまでの経過を初めにご説明をさせていただきたいと思います。 文部科学省では、教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５年計画を２０１８年に策定してございます。２０１８年から２０２２年の５年間の間に学習者用コンピュータを３クラスに１クラス分程度整備するという方針のもとに取り組んでおりました。 しかしながら、委員の皆様もご承知のとおり、昨年、令和元年の１２月に国がＧＩＧＡスクール構想を打ち出しました。その中で児童・生徒１人１台のコンピュータ、これを実現するというのが大きく変更されたところでございます。その柱となっておりまして、１人１台のコンピュータの実現、これを令和５年度までに成し遂げようというもの。もう一つが高速大容量の通信ネットワークを構築しよう、これを令和２年度までに実現しようというのが新たな国の方針となりました。 そういった中で、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況もございまして、家庭での学習であったり、オンライン学習であったり、こういったものへの注目が高まってまいったところでございます。それを受けまして、令和２年の４月７日に閣議決定ということで、今年度の国の補正予算が決定された中で子ども１人１台端末の整備、令和５年としておりましたが、令和２年度中に整備をしようということで、前倒しを支援するという方向で国の政策が転

換されたところでございます。閣議決定を受けまして、5月11日に文部科学省におきまして、この件に関する補助金の説明会がございました。この端末1人1台整備に関する補助金は、基本的には今年度限りで全児童・生徒に端末を配付するというような方向性に変わったところでございます。

これを受けまして江戸川区といたしましても、1人1台端末整備事業、これを前倒しして令和2年度に実施しようというところが今回のGIGAスクール構想の補正にかかる要旨というところでございます。

具体の金額につきましては、お手元にお配りしました予算概要に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入の部でございますが、国庫支出金、国庫補助金、教育費補助金ということで、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金でございます。今回、補正額といたしましては、4億882万4,000円でございます。こちらはGIGAスクール構想に基づく学校施設の高速大容量の無線LANの環境の整備にかかる費用でございます。

続きまして、歳出の部でございます。教育費、教育推進費の中の学校情報化推進事務費、こちら「(小学校)」「(中学校)」とございますが、いずれも内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン学習環境が急務となったところに伴いますGIGAスクール構想の早期実現に向けた調査・研究や端末の手配、こちらにかかる経費でございます。小学校におきましては、今回補正額が30億660万8,000円でございます。中学校におきましては、13億2,647万3,000円の補正をさせていただきました。

続きまして、学務費につきましては、GIGAスクール構想とはまた別の部分でございます。新型コロナウイルス感染症対策関係費ということで、今回、4億4,807万8,000円の計上をさせていただいたところでございます。学校の再開が見込まれる中で感染症対策として手指消毒用のアルコール購入を行う、このための789万6,000円を。また、学校再開後、1学期の給食提供におきまして、給食費の保護者負担分を公費で負担する。そのための4億4,018万2,000円というところでございます。続きまして、学校施設費でございますが、学校施設整備費(小学校) また、一つ飛ばしていただきまして、学校施設整備費(中学校) この2点につきましては、いずれもGIGAスクール構想に必要な無線LAN、高速大容量の通信用LAN、この環境の整備にかかる経費でございます。小学校が5億4,174万5,000円、中学校が2億7,590万2,000円でございます。最後に、その一つ上にございますが、上小岩小学校施設改築費の補正でござ

	います。今回 8,648 万 9,000 円計上させていただいてございますが、こちらは令和 2 年 3 月に実施をいたしました試掘調査の結果、重要な遺構・遺物の存在が確認されたことにより、さらに詳細な発掘調査が必要となったことに伴う経費でございます。 また、すみません、今回お示しが間に合わなかったんですけれども、このほかにもう一点予定しているものがございます。子ども子育て支援交付金ということで、いわゆる民間の学童クラブに対する補助金でございますが、実は昨日、東京都のほうから通知が入りました。民間の学童クラブにおきまして、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、手指消毒用の消毒薬やマスクを購入した場合の購入費を補助するというもので、国の 10 分の 10 負担での補助事業ということで通知があったものでございます。 現在、区内には 2 カ所の民間学童クラブ、放課後児童健全育成事業の事業所がございまして、こちら江戸川区といたしましても東京都の通知を受けまして、この補助金を急遽追加をさせていただいた上で対応させていただきたいと考えてございます。最後に申し上げた部分につきましては、限度額 50 万円で 2 カ所事業所がございまして、100 万円程度予算計上させていただきたいというところでございます。この 100 万円を除いた部分につきましては、歳出の総額が 56 億 8,529 万 6,000 円というところで、今回、補正予算をさせていただきたいところでございます。 引き続きまして、次のページをご覧ください。江戸川区立学校設置条例の新旧対照表をつけさせていただいてございます。こちらは前回の定例会におきましてご審議いただいた内容でございます。右側にございますように、旧の欄にございますように、小松川第一中学校、小松川第二中学校の夜間学級及び小松川第三中学校を削除させていただいた上で、左側、新の欄にございますように、江戸川区立小松川中学校を加えるという改正でございます。令和 5 年 4 月 1 日から施行するという旨の改正となっております。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見などはございますでしょうか。
蓮 沼 委 員	学校 G I G A スクール構想、私もいろいろ説明とか見させてもらったりして、江戸川区ではどういう形で対応するのかなと思っていました。こういう形の補正で取り組んでいただいて、これからまた、今は落ち着いてきていますけれども、ウイルス感染の第二波とか第三波とか予想される、必ず来るという、それを前提にして考えていったときに、そのときに困らないというか、

庭 野 委 員	子どもたちの学びを止めないというところではとてもすばらしいことだし、ありがたいなと思っています。 私も同じですけれども、5月15日の新聞に学校ICT化の促進ということで、特定地域をとにかく優先してやりますよという記事が載っていたので、今日お伺いしようと思っていたところです。まさに、ぴったりですばらしい取組だなというふうに思います。 感染拡大があった場合には、オンライン授業というようなことも考えられますので、ぜひ早くと思っています。ここで質問ですけれども、新聞記事によると7月までに入れましょうということだったんですけれども、その準備状況というか、見込みというのはどういうふうになりますでしょうか。教えていただきたい。
教育推進課長	報道で示されているところでは、新聞の記載の仕方にもよりますけれども、まずはご家庭でICT機器のないところにつきましては、7月末までを目標に端末もしくはWi-Fiの支援をしていこうというところがございます。併せて、1人1台の端末の整備というところにつきましても、早期に実現をというところはございますが、実際、ICT機器の供給状況につきましても、現在、全国の自治体が子どものためのICT機器の調達に取り掛かっているところがございます。メーカー側の生産状況としましても、とても全国の児童・生徒に追いつくような生産は難しいというところが現状でございますので、もちろん早期に実現できるように調達は進めてまいりたいと考えてございますが、7月までに5万人のお子さんに対する端末の購入ということについては、正直、事業者のお話を聞いた限りでは難しいと考えてございます。
庭 野 委 員	わかりました。できるだけ早く入るように働きかけをよろしくお願いしたいと思います。
古 巻 委 員	先ほどのご説明ですが、令和2年度中に整備と。実際の運用というのは、見込みとしては、いろいろとまだ検討する余地があると思いますが、どうですか。
教育推進課長	先ほど説明させていただいたように、そもそもが国の、今年に入っの、昨年末に示された令和5年度というところがございます。そこまでに実際の運用をどうしていこうかというところを、それを見据えて議論を進めたと

	ころでございますが、4月の国の補正予算に関わりまして、今回それを急遽前倒しをしているというところでございます。本来であれば、調達にかかる前に使い方も含めて十分な議論を尽くした上で調達を始めるべきところではございますが、今回、こういう状況もございますので、活用の仕方も含めて調達と平行して、教員の皆さんに有効に使っていただけるようなものは調達と平行して議論を進めていきたいと思います。
古 巻 委 員	様子を見ながらという感じですね。
石 井 委 員	自宅学習についてお伺いしたいんですが、G I G Aスクール構想では、自宅学習というのはどのくらいの重みを持って提示されているのでしょうか。
教育推進課長	G I G Aスクール構想自体におきましては、もともと学校における教育活動におきましてI C T機器を取り入れるということが一番の主眼でございます。そういった中で、例えばデジタルならではの学びということで、デジタル教科書や教材を使った活用を促進していこうと考えてございます。各教科ごとにI C Tを効果的に活用した学習活動を行っていくことが。W E B上のドリルなどを活用した授業など行えるんじゃないかというところが一番主眼に置かれているところでありまして、それも併せてご家庭での家庭学習というところもI C T機器を活用することによって取り組めるということは触れられてはございますが、主眼としては学校教育の中でのというところが一番の主眼でありました。
石 井 委 員	そうですか。ありがとうございます。 続いてで恐縮ですけれども、自宅学習でいきますと、W i - F iの環境といいまじょうか、先ほどちょっと触れてもいただきましたが、そこら辺がかなりネックになってくると思われまして、まだ、そこまでの整理というところには着手はされないと思うのですが、江戸川区の家庭におけるネット環境といいまじょうか、その進み具合というのはどのくらいでしょうか。
教育推進課長	家庭におけるI C T環境につきまして、実は先週、保護者の皆様にアンケートをさせていただいたところでございます。まだ、集計は正式にはまとまってございませんので、おおむねの数で申し訳ございませんが、2万6,000件の回答をいただいておりますが、その中の95%のご家庭におきましては、I C T、W i - F iを使える環境というようなところでございました。

石 井 委 員	一方で、小学生で２４％、中学生で１５％のご家庭におきましては、日中に子どもが学習に使える端末がないというような状態でございました。
教育推進課長	最後の質問になるんですけれども、この端末、１人１台というものが配られたときに、その端末は子どもたちがかなり自由に家に持ち帰ったりということではできるのでしょうか。
教育推進課長	先ほど、すみません、ご案内が足りないところがあったようでございますが、端末につきましては、基本的にお持ち帰りいただくことを前提としております。その上で通信につきましても学校の中におきましては、Wi-Fiを通じた高速大容量の、ご家庭に帰った場合におきましては、LTEの契約をしてございますので、LANの回線があるなしにかかわらず使える環境というところで考えてございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になければ、第３２号議案の件といたしましては、異議なしと回答することとして決定して、よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定して、その旨回答いたします。
教育推進課長	続きまして、第３３号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。 では、お手元に新旧対照表をお配りさせていただいているかと思います。江戸川区教育委員会事務局処務規則の改正でございます。 左側、新の欄をご覧いただければと思うんですが、今回の改正はいわゆる組織改正に関わる規則の改正でございます。第二条のところに「(課等の設置)」とございますが、こちらに教育推進課庶務係以下、組織の名前が記載をさせていただいているところでございます。 ２ページ目を開けていただきますと、学校施設課改築推進係の下に副参事を今回追加したところが改正でございます。副参事の事務分掌につきましては、第八条の赤字で示したところでございますように、特命事項に関するこ

	とというところでございます。この特命事項につきましては、いわゆる法務担当というところで想定しているものでございまして、これまでの平成30年度以来、江戸川区の総務部に弁護士資格を持つ副参事を設置してございまして、いわゆる教育にかかる法律相談をさせていただいたところでございます。今回、6月1日付けで総務部の弁護士資格を持つ副参事、教育委員会の兼務の発令をさせていただく予定です。それによりまして、弁護士資格を持つ副参事が教育委員会の身分を持つことで、学校における様々な相談事項に関しまして、より主体的に関わっていける、そういった旨での改正でございます。それに伴う組織の改正ということで処務規則の改正をつけておりました。後ろに記載させていただいておりますように、令和2年6月1日からの施行を予定しております。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	旧のほうで、参事、また副参事のことも含めて決められているということで、今回は、教育委員会事務局に副参事が入るという、そういう改正という理解でよろしいですね。
教育研究所長	従来、教育委員会事務局には、参事、副参事を置くことができるとなっております。実際に配置がなかったものですから、今まで組織図の中には入っておりませんでしたけれども、今回、実際に配置をして組織図の中に副参事を設置するというところでございます。
石 井 委 員	そうしますと、この教育委員会に副参事の方もいつもいらっしゃるということになるわけですか。
教育推進課長	組織としましては副参事を設置いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、総務部の副参事と兼務でございますので、体としましては、主に総務部におります。要件があったときには教育委員会のほうに来てご相談に乗るという。
石 井 委 員	分かりました。ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第33号議案は原案のとおり決定するでよろしいでしょう

	か。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定をいたします。 秘密会はここまでといたします。傍聴人の再入室を認めます。 〔秘密会終了〕
教 育 長	次に、第３４号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてをご説明させていただきます。 お手元には告示書の案をお示しさせていただいたところでございます。こちらにございますように、江戸川区文化財保護条例第５条第４項の規定に基づきまして、下の表にあります江戸川区登録文化財の保持団体の認定及び登録を解除するというものでございます。別表にございますように、名称といたしましては、無形民俗文化財・風俗慣習、鹿骨南の念仏講。保持団体は、十二日講でございます。伝承地は、旧鹿骨村南部地区。今回、解除の理由といたしましては、保持団体の解散ということで、皆さんが高齢となり、新規加入者もなく、今後継続することができないという理由で保持団体は解散したということに伴う、認定及び登録の解除というものでございます。
教 育 長	この件に関しまして、何か、ご質問、ご意見などございますか。
石 井 委 員	解散というのはやむないことだと思われるんですけども、できましたら、お願い申し上げたいのですが、この場合は念仏講ですけども、念仏講の実際の様子を画像等で残すというようなことをやっていただけますと、江戸川区の文化的な財産にもなっていくかなと思いますので、ご検討いただければと思います。
教育推進課長	特に、無形文化財につきましては、やはり実際に行っている状況というのを画像で残すというのは、非常に貴重な文化財の情報ということになってくると思います。郷土資料室におきましても、その活動はさせていただいてい

	るところでございます。ただ、実際に画像として我々が残しているそういった無形文化財もございますけれども、例えば、この念仏講は、一定の日にちに当番の方の家に集まって一晩中念仏をとというようなところでございまして、実際の保持団体の皆様に相談しまして、要は我々職員が一晩そこにおりまして、記録を取らせていただくというところにご承諾をいただけたものにつきましては、できる限り記録を残すということをさせていただいているところでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
庭 野 委 員	私もぜひ記録として残していただきたいなと思ったんですけれども、現在、この地区の方でこれを継がれている方というのは、実際には何人いらっしゃるか分かりますか。
教育推進課長	今回、この念仏講でございますけれども、もともと旧鹿骨南部地区の１２軒のご家庭ですね、構成された念仏講で取り組んでおられますので、現在も１２軒ございますが、いずれも人数が少なくなって継続が難しいというような状況ということでございます。実際に、今、その取組をするというのは現状としては難しいということです。
庭 野 委 員	ということは、例えばこれはどういうふうにされているのか、私、分かりませんが、１年に１回やっているとかというようなことが、現在では非常に続けるのが難しくなってきたので、残念ながらおやめになる、ということですか。
教育推進課長	はい。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、第３４号議案は原案のとおり決定することによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定をいたします。 続きまして、日程第３、教育関係事務報告にまいります。

教育推進課長	初めに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明をお願いいたします。 後援名義につきまして、説明をさせていただきます。お手元に使用申請一覧A4横判の資料がございますので、ご確認ください。今回は、3回目の後援名義の申請でございます。 行事名は、江戸川区中学校高校進学フェア2020でございます。実施日時は、令和2年8月1日（土）及び2日（日）でございます。申請者は、NPO法人らいおんはーとの理事長でございます。実施会場は、タワーホール船堀。対象となる範囲は、区内の中学生及びその保護者でございます。 事業目的といたしましては、当該事業は、中学生が自ら学校を選択するための一助となるとともに、本区の学習支援事業の紹介など、学ぶ方法について情報提供することで、将来を構築するには多くの選択肢があることを伝えるということが事業目的として申請者から提出されてございます。経費の徴収及び賞状・副賞等はございません。後援の内容は、江戸川区教育委員会後援名義使用でございます。 別に企画書としまして、参考資料をつけさせていただいたところでございますが、企画書の一番下の文をご覧くださいと思うんですが、星印で記載をさせていただいているところでございます。一番下の星印です。今年度は新型コロナウイルス感染症に最も配慮し、開催ができない可能性が大変大きいというところでございます。その状況にありましても生徒たちへ進学資料の一つとなるように、開催が難しい場合には例年無料で配布している冊誌パンフレットを全生徒に配布する、そういった実施の方法も検討しているというふうに伺っているところでございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
蓮 沼 委 員	かなり担当のご苦労も、私、実際に参加もしているのでよく分かるなということですね。先ほど厳しい予想かなという感じがしますが、冊子を作って配布していただだけでも参考になりますし、3年生だけでなく2年生とか、今何か意欲を持たせるということがとてもいいことなので、ぜひまた引き続きお願いしたいと思います。
石 井 委 員	フェアそのものですが、人が集まってのフェアというのはもちろん一番大事で、それが開ければいいんですけども、開けないというときに、

	次善の策として資料配布だけに留まってしまうのはちょっともったいないかなという感じもいたしまして、例えば、今はやりのインターネットを介しての対話的な面談といいたいでしょうか、そんなようなものもお考えいただけないでしょうか。難しいでしょうかね。
教育推進課長	今、お伺いしている中ではそういった取組というのはお伺いしていないところではございますけれども、主催者側のほうにこういうご意見があったということにつきましては、伝えさせていただきたいと思います。
石 井 委 員	ありがとうございます。それから、もう一つあるんですけれども、小冊子を配るときに、それぞれの高校のホームページにうまく入れるように、例えば今でいきますと、各学校のホームページに入る用の二次元バーコードをうまく作って、すぐにスマホで写せばその高校のホームページに飛べるような、そんな仕組みを作るのもいいのではないかと思います。これも余計なお世話ですみません。
教育推進課長	伝えさせていただきます。
古 巻 委 員	今回、3回目ということで、過去の2回の実績が88校、97校とそれぞれ出ていますが、反響といいますか、何かそういう声をお聞きになったことございますか。
教育推進課長	前回のところで申し上げますと、前回97校の高校の参加がありまして、そういった中で2日間で5,800人の参加をいただいたというふうにご報告をいただいております。そういった中で、各日、1日目、2日目、それぞれ1,500人程度の中学生の保護者のご相談をいただいて、実際にそういった保護者の皆様と高校の担当者が交流できたということで伺っております。あわせまして、奨学金のご相談に乗れるようなブースも作っていただいているということもお伺いしております。主催者側からは、保護者の皆様と有効な意見交換といいますか、情報交換ができたというふうにお伺いしておりますが、具体的反響というところではこちらには届いておりません。
古 巻 委 員	具体的な学校選択の一助になっているであろうということは、確実にあるというふうに理解していいですね。分かりました。

教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、区立小・中学校の児童（生徒）数・学級数について、事務局から説明をお願いいたします。
甲斐学務課長	私からは、区立小・中学校の児童（生徒）数・学級数（令和２年５月１日現在）の数字が確定いたしましたので、お知らせをいたします。資料がございます。 小学校、中学校ともに通常の学級につきましては、減少が続いております。小学校につきましては、平成２２年より減少傾向が続いております。中学校につきましては、これは前年度比でプラスにはなっております。たまたま今年度の中学１年生の生徒数が多いということでプラスになっておりますが、経年の比較で見ますと、平成２７年度より減少が続いております。特別支援学級につきましては、小学校、中学校とも横ばいの傾向が続いております。 １学級平均児童生徒数は、ほぼ変わらずといったところでございます。私からの説明は以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
庭 野 委 員	２番に学級平均児童生徒数がありますが、区内で一番大きいというか、１学級が一番大きいところと、一番小さいところというのは何人ぐらいずつになるのか、教えていただきたいと思います。
学 務 課 長	一番大きいところが、清新第一小学校で４０名という形になります。一番小さいところだと、松江小学校で１年生１０人以下の学級が一つございます。
庭 野 委 員	中学校はいかがですか。
学 務 課 長	申し訳ございません。ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。申し訳ございません。
古 巻 委 員	ちなみに、この数ですが、興味本位で聞くわけではないんですけども、２３区の中ではどのくらいの数ですか。多いほうだと思うんですけども。

蓮 沼 委 員	中学校だと世田谷区です。中学校２年生の東京駅伝で全部２年生の数が出てくる。私立も入っていると思いますけれども。世田谷、江戸川区、２番目くらいでしょう。足立とか練馬よりは江戸川区のほうが多かったような気がします。世田谷、江戸川区、足立、練馬、大田区、そういう形ですかね。
学 務 課 長	今、委員さんおっしゃったように、世田谷区ですとか、大田区、足立区、江戸川区、この辺が多いと認識しております。
教 育 長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、令和３年度（２０２１年度）使用教科用図書採択について、事務局から説明をお願いいたします。
近津指導室長	私から、令和３年度使用教科用図書の採択につきまして、ご説明を申し上げます。 本年度は、令和３年度以降使用いたします中学校の教科用図書及び特別支援学級で使用する教科書を採択するということでございます。資料１の採択要綱をご覧ください。第２条でございますが、採択の基本方針となっております。ここでは、採択の対象となる教科書について、学習指導要領及び十分な調査研究に基づき、教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に審議し、採択を行うということを規定してございます。委員の皆様におかれましては、教科用図書選定資料検討委員会が今後作成する選定資料、各学校が今後作成する調査研究報告書並びに今年度の教科用、教科書展示会で区民等から寄せられる意見、こういったものをご参考にしていただき、採択をしていただく予定でございます。 また、特別支援学級における令和３年度使用の教科用図書につきましてもこちらにつきましては、例年どおり採択いただく予定となっております。第３条をご覧ください。採択の時期でございますけれども、こちらにつきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定によりまして、当該教科書を使用する前年度の８月３１日までに行うとなっております。今年度につきましても８月３１日までに委員の先生方にご選択いただく予定で進めてございます。 続きまして、資料２をご覧ください。こちらにつきましては、法定展示会または特別展示会につきましてはの日程でございます。教科書の発行に関する臨時措置法第５条に基づきまして、教科書の法定展示会を行います。 下段をまずご覧ください。法定展示会でございますが、令和２年６月１２

	日から6月26日までの2週間、中央図書館で実施をいたします。また、法定展示に先立ちまして、上段でございますが、今年度は採択年度ということでございますので、特別展示会を令和2年6月1日から11日までの間に記載の区内7カ所の図書館にて実施をまいります。
教 育 長	この件に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	特別展示会と法定展示会の展示する期間についてお伺いしたいんですが、これは、何日間程度以上設けよとか、そういう法的な決まりごとというのはあるのでしょうか。
指 導 室 長	まず、法定展示につきましては、2週間と展示期間決められてございます。特別展示につきましては、これは採択年度にこういった特別の展示会を設置することができるという規定でございますので、特段決められているわけではございませんが、今回、日程等調整して、1日から法定展示に続くまでの間ということでの日程を設定してございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。 お伺いしたのは、うまく終息の方向にコロナが向かってくれるものとは思いますが、二波、三波というようなことでもう1回緊急事態宣言が出るなんていうことになったときには、この期間をまた別途で設けることになるのですね。
指 導 室 長	現状といたしましては、今般この緊急事態宣言の解除に伴いまして、区内各図書館が開館できるということでございますので、対応として設定してございます。万が一、また再び同様の措置がとられた場合には、展示の期間というのは期間で設定するというふうにさせていただきますので、場所と時間のところで工夫をまいりたいというふうに思っております。
石 井 委 員	そうですか。でも、外出しないでねということになってきた場合は、それはまずいんじゃないですか。
指 導 室 長	当初も万が一、緊急事態宣言が継続していた場合ということでは、図書館は開館しないということも考えられておりましたので、その際は近隣の学校等を会場として貸していただく、または時間としては、夜間の外出等につい

	ては自粛をとられていますので、昼間の時間帯ということで計画をしてございました。したがって、その方向でというふうに思って、予定はしてございます。
石 井 委 員	多分、大丈夫とは思いますが、でも、やはり最悪を考えていろいろと準備しておくというのが常套かなと思いますので、よろしくお願いいたします。
指 導 室 長	委員のご意見頂きましたので、検討させていただきます。
古 巻 委 員	この件に対する告知はもうしていますか。まだ。区報か何かで。
指 導 室 長	今月の区報で区民の皆様には告知をしています。
古 巻 委 員	分かりました。すみません。
教 育 長	よろしいでしょうか。 他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして令和２年第１０回教育委員会定例会を終了いたします。
	閉会時刻 午後１時４９分